

京都市上下水道局告示第26号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

令和4年8月2日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名等

指定番号575号 業者コード657号

京都市伏見区島津町112番地

京都遺跡サービス株式会社

代表取締役 山川 博行

2 廃止年月日

令和4年6月30日

(上下水道局水道部水道管路課)